

予算決算審査委員会 総務産業分科会報告書

平成26年12月8日

備前市議会議長 田 口 健 作 殿

総務産業分科会
主査 田 原 隆 雄

平成26年12月8日に分科会を開催し、次の議案を審査したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	備 考
議案第120号 平成26年度備前市一般会計補正予算(第6号)中、 総務産業分科会所管部分	—

《 分科会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
閉会	10

予算決算審査委員会 総務産業分科会記録

招集日時	平成26年12月8日（月）		午前9時30分	
開議・閉議	午前9時30分	開会 ～	午前10時17分	閉会
場所・形態	委員会室A・B	会期中(第6回定例会)の開催		
出席委員	主査	田原隆雄	副主査	川崎輝通
	委員	山本恒道		尾川直行
		掛谷 繁		西上徳一
		山本 成		
欠席委員	なし			
遅参委員	なし			
早退委員	なし			
列席者等	議長	田口健作		
傍聴者	議員	守井秀龍	立川 茂	森本洋子
		星野和也		
	報道	なし		
	一般	なし		
説明員	市長室長	谷本隆二	危機管理監	中島和久
	秘書調整課長	藤田政宣	危機管理課長	大岩伸喜
	総合政策部長	藤原一徳	総務課長	高橋清隆
	企画政策課長	中野新吾	財政課長	佐藤行弘
	会計管理者	金井和字	監査事務局長	大峠一吉
	日生総合支所長	星尾靖行	吉永総合支所長	森本和成
審査記録	次のとおり			

午前9時30分 開会

○田原主査 おはようございます。

ただいまの出席は全員であります。定足数に達していますので、ただいまから予算決算審査委員会総務産業分科会を開会いたします。本日は市長室・総合政策部関係ということにさせていただきますと思います。

それでは、議案第120号平成26年度一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

議案書を御準備願いたいと思います。

まず6ページ、第3表地方債の補正について、いかがでしょうか。

○尾川委員 年利が5%以内ですけど、現実どのくらいの金利になるんですか。

○佐藤財政課長 現在借入れをしております臨時財政対策債でありましたら財政融資になりますが、10年の償還のもので年利が0.4%程度であります。

○尾川委員 その0.4%というのはどういう評価になるんですか。

○佐藤財政課長 0.4%という数字は何年か前に比べますと低い数字であるというふうに考えております。

○尾川委員 これは固定金利になるんですか、10年間。

○佐藤財政課長 臨時財政対策債でしたら、10年の中間地点で見直しが入るということでありまして、合わせまして20年の償還のものでございます。

○掛谷委員 今の関連ですが、当然途中の解約ということもございます。そういった場合は、例えば10年であっても3年で一部3億円とか、そういう場合はどういう計算方法になっていくのか、その残った部分と、それから今まで3億円なら3億円出すと、そういった場合、例えて言えばどういう形になるのか教えていただきたい。

○佐藤財政課長 財政融資という国の貸し付けになるんですけれども、こちらですと、途中で一部繰上償還ということになりますと、その例は確認をしていないのですが、借りかえとか、一部繰上償還ということについては、保証金を要求されまして、それから先払うはずであった利息分を、幾らかは安くなるんですけれども、保証しなければいけないということになりまして、余りメリットがないというふうなものでございます。

○掛谷委員 ということは、基本的にはそういうことはほとんどしていないということですね。

○佐藤財政課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○田原主査 次へ進み、10ページ、歳入に入ります。

まず、14款使用料及び手数料でいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次、15款国庫支出金、地域振興費補助金、がんばる地域交付金6,824万円については。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次へ進ませていただきます。14ページ、17款財産収入ですが、これもよろしいな。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次、寄附金、一般寄附金、ふるさと納税寄附金700万円。

○山本（恒）委員 寄附金は何件ぐらいですか。

○中野企画政策課長 件数はちょっと予想が立てられない状況です。と申しますのが、今回ふるさと納税のお礼として贈る記念品、特産品ですけれども、来年の1月1日から充実させると、一般質問で市長が答弁しておりますので、もう御存じかと思えますし、きょうこの予算の参考資料としまして、ふるさと納税推進事業実施要綱をお配りさせていただいております。

まず、歳入の御質問についてでございますが、件数ですが、従来の実績からいきますと、現状の制度では大体40件程度のふるさと納税をいただいております。今回700万円の補正ですが、当初で100万円、実質今回700万円ということで、年額で合計では800万円の歳入と見込んでおりますが、これは努力目標という部分も実はございます。計算の根拠ですけれども、4月から12月までですからふるさと納税としては従来に対応する分が大体350万円と見込んでおります。それから、年が明けて1月から特産品、記念品を充実させる3カ月間で、先ほど言いましたけど、努力目標にはなりますが、大体450万円と見込みまして700万円で、合計では800万円のふるさと納税を見込んでおります。

それでは、お手元にお配りしております備前市ふるさと納税推進事業実施要綱について御説明をさせていただきます。

第1条、これは目的です。ふるさと納税をしていただいた方に特産品を贈呈する備前市ふるさと納税推進事業というふうに名称をつけておりますが、これを行うことによりましてふるさと納税の推進、納税額、市の歳入増とそれから記念品、特産品を販売する市内産業、商業等の活性化に寄与することを目的といたしております。

第2条が定義でございますが、寄附者というのは備前市に対し1万円以上のふるさと納税をした個人または法人と規定をさせていただきました。従来では5,000円以上のふるさと納税をしていただいた方に翌年フルーツ等を中心とした記念品を金額の多寡にかかわらず、一定のものをお送りしておりました。ただ、実績を見ますと5,000円の寄附者というのは大体2名ぐらいだったので、ここで充実をさせると、切りかえるときに1万円以上と限度額を設定させていただいております。市内協力事業所というのは、そういう特産品を提供していただける事業所ということになります。

特産品の選択、第3条ですけれども、市長は、寄附者に対し、1回当たりのふるさと納税額1万円につき1ポイントを付与する。寄附者は付与されたポイントの範囲内で別に定める特産品を選択する。ただし、特産品の贈呈を希望しない場合は、この限りでないと。これはどういうことかと申し上げますと、後ろのページに表があるんですけども、1万円を1ポイントとします。1ポイントにつき還元率ですね、ふるさと納税の特産品、これは送料込みで大体4,900円を設定しております。1万円につき4,900円、4,900円相当のものを1ポイントの特産品ということになります。

それから、このBの欄の9,800円というのが2ポイントの特産品ということになります。

ですから、例えば3万円のふるさと納税をしていただいた方は3ポイントというポイントが付与されます。選び方としまして、Aに区分される1ポイントの記念品3点を選択していただいても結構ですし、それからAを1点、Bの2ポイントの記念品、これを1つずつ選択していただいても3ポイントということで、そういうポイントの範囲内で自由に記念品、特産品を選択していただけるようにしております。特産品、ポイントの還元数、これは49%になるわけですがけれども、この上限はございません。例えば100万円を寄附していただいて記念品を希望される場合は100ポイント付与されます。その範囲内で選んでいただけるということになります。

それからもう一点、寄附者、備前市に対し1万円以上のふるさと納税をした個人または法人という規定の仕方ですが、これは市外に在住の方だけを対象としてはいないということになります。備前市民の方も特産品、記念品付与の対象になると。この考え方は、まちづくり部でやっております住宅リフォームと同様の考え方で、市内の商業振興の一面もあるということから、このような規定になっております。

記念品、特産品ですがけれども、これは事業者さんのほうから申し込んでいただくことになっております。その申し込みの仕方が3ページ、4ページがその申請書の様式であります。3ページのほうは表書きのようなものですが、4ページをごらんいただきたいと思うんですが、事業所名、特産品名、それから内容を書いていただいて、提供期間、これは季節物もありますから、いつからいつごろまで、通年のものは通年、それから金額で4,900円のもの、9,800円のものから選択をしていただくようになります。4,900円が1ポイント、9,800円が2ポイントになるというのは先ほど御説明させていただいたとおりであります。

提供する記念品、特産品に対するコメントですね、これを書いていただくことにしております。あわせて電子データでその写真をいただいて、市のほうで一覧にしてホームページに上げたり、パンフレットを作成しようと思っております。

それから、もう一枚の色刷りのものですが、ふるさと納税特産品贈呈事業について、ふるさと納税で地元特産品を提供していただける事業者を募集しますというのが、事業者さん、商店さんにお配りして募集をこれによりましてしようとしておるものであります。

今現在、市のほうで商工会議所、商工会、それから観光協会さん、日生、吉永も含めましてお話をさせていただいております。また、個別に事業者のほうへもこういうのが載せたいと思うようなものがあったら当たっていきたいと思っておりますし、全職員に対しましても、こういうのがいいんじゃないかという提案を募っております。また、議員さんのほうでもそういうものがありましたらまた教えていただければと思います。

○山本（恒）委員　ほんなら大体還元率というんですか、半分返してくれるということですね。

○中野企画政策課長　そうです。約半分ということになります。

○山本（恒）委員　それで、努力目標というたら、これは結局どのように、「広報びぜん」でしたりいろいろしょんですか。

○中野企画政策課長　PRにつきましては、この要綱が確定したのが11月の中旬です。すぐに

商工会さん等のところへはお話に行っております。PRにつきましては、ホームページでは既に募集ということで上げさせていただいておりますし、時間がなかったんですが、紙面の都合上、少しになりましたけども、12月の「広報びぜん」にも載せております。1月号には大きな紙面を割いて載せることにしております。

○山本（恒）委員 今のところは載せたりいろいろしとるけど、どのような状況ですかね。

○中野企画政策課長 それ之余りちょっといいお答えができなくて申しわけないですが、何件か問い合わせはいただいておりますが、最初期待していたほどの反響がないというのが実情です。頑張っこちらからも働きかけていきたいと思っています。

○川崎副主査 先ほど事業者の募集の中に漁協が入っていなかったんですけど、1月から3月というのはカキのシーズンだし、全く個別の魚屋さんというか、カキ生産業者個人にそういう募集をかけるんですか。私は結構量がある場合は、年末特に殺到するんで、日生町漁協なり伊里漁協を中心にお願いしたほうが、1月から3月は特に集中して、すごく殺到しますよね、年末年始は。ただ、ことしは不漁で、今は一切殻つきは出荷していません。年末ぎりぎりに常連のお客のみに発送する予定で選別して、いかに生かしているのが現状のようですから、日生町漁協、伊里漁協が抜けているというのは、ちょっと説明の中で気になりましたので、どうでしょうか。

○中野企画政策課長 申しわけありません。説明が抜けておりました。伊里漁協さん、日生町漁協さんのほうには、産業振興課のほうからこの書面を持ってお話はさせていただいております。

○尾川委員 まず1点、要綱の文言ですが、市長はという文言になっていますが、普通市長はというように個人的なものになるんですか。普通備前市はとかに、その辺はどんなんですか。

○中野企画政策課長 特に問題はないと思います。

○尾川委員 いやいや、問題じゃなしに、一般的に自治体ではこういう市長はとかとするん。こんな制度で個人的に見えるような感じの表現を普通するのかなと言よんです、よその例は。

○中野企画政策課長 一般的に申請の要項というのは、市長宛になっております。

○尾川委員 いやいや、第3条にこう書いてある。市長は、寄附者に対し付与すると、これが備前市はとか、そういう文言にはならんのかなという意味。申請は備前市長になるんじゃないけど。その辺はみんなどんなかなあと。

○田原主査 決裁範囲を含めて、これだったら市長決裁はできてしまうのか、担当部長でいいのかと、そういうようなことも含めてのやはり文言の質問だと思うんです。ほかのこういう要綱については、こういう文言で全ていっとなかということの質問です。

○中野企画政策課長 ほかの補助金の要綱等も見ていただいたらおわかりかと思いますが、一般的には市長はになっております。

○尾川委員 これは財政課長に聞きたいんじゃないけど、私もちょっと見たら、決してふるさと納税が悪いというんじゃないんですけど、例えば夫婦だけで子供がいない年収700万円の給与所得者の場合、自治体に3万円寄附したら、その人の所得税及び住民税から2万8,000円が控除されると、寄附者の実質的負担は2,000円で済むということを書いとんです。

要するにさきの3万円寄附の例でいえば、所得税の控除を通じて国庫が5,600円負担し、残りの2万2,400円は寄附者の住所地の自治体が住民税の控除を通じて負担しているという説明があるわけじゃ。これは正しいんですか。だから、それほど元気出して、確かに地域振興はいろいろ物が動いて金が回転するとかということがあるんじゃないけど、そういう面からしたら、備前市の場合は余りよそへ市民が寄附する人が少ないかもわからんけえ、逆にこっちに来るのはあれじゃけど、そういうことは間違うとりゃへんのん、正しいんですか。

○佐藤財政課長 ふるさと納税に対する税の控除、それから先に計算するときに控除してから課税するという国と自治体で制度が分かれています。国の場合には確定申告をするときに控除して税金を還付する。自治体の場合には市民税、県民税を計算する際に先に控除してから課税をして毎月給料から引くとか、4期の普通徴収で徴収するものを引き下げておくという2つの制度に分かれています。その制度自体は間違いないと思います。これからすると、うちの新しい制度でいうと、49%分をお返しするというのが高いんじゃないかという御指摘でしょうか。

○尾川委員 高い安いじゃなしに、この制度そのものが捉え方もあるけど、そんなに元気出してやることじゃねえかなあという感じがあるから、ただ踊らされずに、ある程度それはそういう面でPR効果とか、いろんな効果があると思うんじゃないけど、そういう税金とか所得税の仕組みとしたり、備前市としたらもっと冷静に判断して、これが間違いだったら、私らもようわからんから、それで財政課長にそういうことになるのかなと、それじゃ余り、それは寄附者に対して還元するというのはええけど、結局自分の首を絞めよう。金がねえ言よんのに、自治体としたら国もそうじゃけど、余り元気出してやるべきじゃねえかなあと思うて、どんどん行け行けよう話のときに、冷めた話、水ぶちかけるような話をしたらおえんで、もっといろんな面で冷静にあるべきじゃねえかなあと反面思うたりするんで、ようわからんで、その辺仕組みをきちっと教えてもらえたら、人の言うことを何でも丸飲みしようたらおえんけどね。きちっと分析して、本当に正しいかどうかというのを、よう見ていかないけんあということでお聞きしたかった。

○中野企画政策課長 税の制度は尾川委員のおっしゃるとおりで間違いありません。国のほうは、ふるさと納税の制度の充実を考えておるのは、皆さんも御存じのとおり、まだ決まったわけじゃありませんが、今まで地方住民税の所得割の10%が限度だったんですが、それを20%、倍にしようという動きがあるようです。まだこれは決まっておられません。そのようなことが1件、状況として。

それからもう一件、金利を見ますと、岡山県まで特産品を用意してふるさと納税をふやすことに力を入れ始めたというような状況もありますので、市も実は今までは慎重な態度をとっていましたが、ここで方針転換をするということで御理解をいただけたらと思います。

○掛谷委員 まず、A B C D E F Gがある。これは特産品の価格が1万円に対して1ポイントという意味合いですけど、これはもうGまでの上限なのか、例えば1,000万円した場合は490万ポイントを還元すると、上限はないというようなことをおっしゃられるんですが、まずそこを確認したいんですけども。

○中野企画政策課長 上限はございません。

○掛谷委員 そうなりますと、1,000万円すると490万円はその人に何らかのプレゼントが行くということで、すごいことになると思いますが、何をお出しになるのか、レクサスでも出すのかなと思ったりします。僕が言いたいのは、PRをこれからだと思うんですけどね、フェイスブックなんかにも出してもらいたいし、いろんな形で周知徹底、全国に発信せにやいかんと思う。PRをもっともっとすべきということと、内容ですね、どういったものがプレゼントされるかによって、見る人は見よんです、一生懸命。だから、魅力のある内容をどうそろえていくかという問題、この間の一般質問の中でも、体験型というのもありました。例えば100万円寄附して49万円、東京から御夫婦で来られても。そのときに旅行券とか備前焼をひねって帰るとか、そういう普通で言えば旅行ですね、そういったものにすると、また違うわけですよ。プレゼントの内容でいろんな魅力のあるものがあれば、これは相当効果もあると、そういう意味合いでしっかりと内容を、これ以外にも体験型というのは非常にいい話と思っておりますが、その辺のプラスも早目に入れられたらと思いますが、それはどうなのでしょう。

○中野企画政策課長 委員おっしゃるとおりで、定義の第2条の第3号を見ていただいたらと思いますが、特産品という定義の中に、市内協力事業所が取り扱う商品またはサービスという言葉が入っておりますので、ふるさと納税をしていただいた方にお送りする記念品というのは、何も品物だけではない。サービス、例えば宿泊券だとか施設の利用とか、そういったものも含まれますので、当然入れていきたいと思っております。周知もやはり特産品がそろわないとできませんので、まずそれをそろえてからと、いろんなところでPRはしていきたいと思っております。

それから、高額な記念品の件ですけれども、税の控除が受けられるのが今は地方税、住民税の所得割の10%です。ということは、100万円でそのまま控除を受けようとするれば、住民税の所得割が1,000万円納めている方でないと、丸々の恩恵は受けられないことになります。その辺がありますので、そういう大きな賞品というのは、すぐに準備しなくてもというか、なかなかできないですけれども、組み合わせの中から考えて選んでいただけたらと思います。

それともう一つ、今までの例ですと、100万円以上の高額な寄附をしていただいているような方は特産品を希望されておられません。

いろんな先行実施団体、している例を見ましても、やはり一番多いのが1万円から3万円です。その間でやはり提供できる特産品の充実に努めてまいりたいと思っております。

話題性という面もありますので、高額な特産品、これも準備できればしていきたいと思っております。その場合には、ABCDEFGHというのではなくて、柔軟に4,900円の何倍かと、例えば121ポイントの商品とか、そういった考え方で対応していきたいと思っております。

○掛谷委員 40件ほどのふるさと納税が今あると。市内、市外で内訳はどんなんでしょうか。市外のほうがもちろん多いでしょうけども。この何年か以来ざっくりとその辺も含めて。

○中野企画政策課長 今までは、市内の方が1名、法人が1名、それ以外は全部市外です。

○川崎副主査 寄附金控除について、1万円で4,900円返ってくるというのは、市県民税の

話ですか。例えば所得税も1万円以上、市県民税も1万円以上納めている、我々現役世代はほとんどそうだと思いますが、その場合に税金を納めるよりもこうしたほうが、1万円もし納めた場合4,900万円返るとするのは、所得税、市県民税の関係はどうなっていますか。正確にそのところを、大体の概況が説明できるなら。これは市県民税の話ですかね、所得税の話ですか。

○中野企画政策課長 結論から、所得税と住民税を合わせてです。ただし、現行制度では2,000円の基礎控除がありますから、1万円納めても、税額控除と所得税の還付で返ってくるのが合わせて8,000円ということになります。

○川崎副主査 もし1万円寄附した場合、4,900円が返ってくるわけでしょう。結局備前市としては、市外の方には影響は直接ないと思いますが、市内の方もオーケーということになると、4,900円分本来入るべき市県民税が入らなくなるという考え方ですか。もし市内の人がふえると、それでなくても大変なのに、ある金額以上は市外のみというふうに限ったほうがええんじゃないですか。

○中野企画政策課長 御指摘のとおりですが、議論を内部でもしたんですが、あくまで市内の商業振興、産業振興の面もあるということで、それと住宅リフォームの制度等も勘案しまして、市内の方も対象にするということになっております。

○川崎副主査 七、八百万円の予算ならそんなに財政負担はないですけど、これが七、八千万円という規模になってくると、そのうち四、五千万円が市内の方だということになりますとね。少し税金に詳しくなると、税金、備前市に納めるより4,900円掛ける1口1万円として、3口、5口というふうになれば、結構大きな金額が、市内の活性化になりますけど、本来一般財源として入っているような行政サービスをしなければならぬ財源が全て地域振興のために使われるという危惧だけあります。1,000万円以下というのは大したことないと思いますが、これ何千万円になると、少しそういう歯どめというか、かけないといけないという危惧がありますので、そういう問題意識だけ持っていただきたいと思いますので、よろしく。

○田原主査 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければちょっと、副委員長。

〔主査交代〕

○川崎副主査 かわります。どうぞ。

○田原主査 先ほど掛谷委員から出た話の中で、特産品の定義ですが、どなたかの一般質問で体験型というのがあったと思うんですよ。商品またはサービスということで、それも考えているということですが、やはりこれだけだったらわからんのですよね。こういうようなこともありますよという事例を挙げてあげれば、私はいろいろおもしろいアイデアが出てくると思うので、それは特に配慮いただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○中野企画政策課長 募集のところでは、そういう言葉も追加させていただきますし、特別にお話にもし回るようなことがあれば、そういうことも説明をさせていただきたいと思います。

○田原主査 ぜひ具体例を挙げて、こういうのも大丈夫ですよということは、先ほども備前焼の旅行だとか、いわゆる土ひねりだとかいろいろあると思うんですよね。おもしろいアイデアをむしろ話題性のあるアイデアがひょっと出てくると思いますので、ぜひともよろしく検討をお願いしたいと思います。

○川崎副主査 かわります。

〔主査交代〕

○田原主査 かわりました。ほかになければ次へ移ります。

次は18ページ、諸収入の総務費雑入、よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次、22款市債。臨時財政対策債、合併特例事業債、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

歳出に入ります。20ページ、一般管理費から安全対策費まで、一括でお願いします。

○掛谷委員 21ページの一般管理費の旅費、市長が活躍されているので、出張旅費の不足分ということで45万6,000円上がっておりますが、経緯を教えてくださいと思います。

○藤田秘書調整課長 当初予算で78万9,000円を確保しておりました。そのうち、要望活動、企業訪問等しまして、予算が不足したため、今後の見込みで追加の予算を計上させていただきました。

○掛谷委員 特別にどういうことはないんですけど、しっかりと外へ出られてトップセールスをされているということで当初よりはふえていっていると、今後の何か特別な予定というのは、これだということはないですか、従来どおりトップセールスでやられると、こういうことですかね。

○藤田秘書調整課長 一応そういう内容のことで、今後も幾らか予定が入っておりまして、福井県のほうへのお出張もありますし、あと教育情報化セミナーとか、そういったセミナーのパネラーとして参加したり、そういったような活動もして、予定に入っております。

○川崎副主査 同じく21ページの防犯灯設置補助金、これは何基分。

○大岩危機管理課長 防犯灯についてですが、11月末時点で89件の申請がございまして、取りかえが166灯、新設が70灯ございました。残りが20万円少々でございますので、1灯当たり2万円を見まして、50灯分を補正で計上させていただいております。

○山本（恒）委員 これは地域配分、言うたらできるような、そういう求めてきているのに対して全部できるような、こんな感じですか。

○大岩危機管理課長 申請がありました地区につきましては、ほぼ100%するような考えではございます。

○田原主査 ほかにありませんか。なければちょっと。

〔主査交代〕

○川崎副主査 かわります。

○田原主査 防犯灯の件ですが、申請したのはほぼ100%ということで、大変御苦労さまで

す。ありがとうございます。ただ、梶谷、福浦峠から掛ノ鼻までの件について前々からPTAとか町内会とかで合同で申請が出て、それは県だからどうだとかということで、結局要望がかなえられていないんですよ。国道ではねられた、そういうものに対しては県でやってもらえんのであれば、市が何とか対応するとか、その辺の協議はどういうふうを考えるん。あれはあくまでも国道だから知らんということなのか、街路灯になるのか防犯灯になるのかわかりませんが、危機管理という面から放置できない内容だと思うんですけども、いかがでしょうか。

○大岩危機管理課長 その件につきましては、地区の意見交換会でも寒河の運動公園からこちらのところだと理解しているんですけども、市全体的なことを考えますと、今一応補助金2分の1ということでLED化を進めてございます。よその地区のやり方といいますのが、大字をまたぐ地区でしたら、例えば伊里川でしたら、協議会をつくりまして、その団体のほうで申請していただいて2分の1で事業をやっていただいております。備前市全体のことを考えますと、やはり補助金の中で設置していただくということで、この間もお願いしてきたところでございます。

○田原主査 ということは、そこの地元が半額でも持てば、国道でもやってもらえるということをお申請者に対して回答しとるということでしょうか。

○大岩危機管理課長 そのとおりでございます。

○田原主査 わかりました。

〔主査交代〕

ほかになれば次へ進みますが、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次は34ページ、消防費、常備消防費でないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次、38ページ、公債費の元金利子。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次、諸支出金、積立金の項です。これもよろしいな。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上で質疑、意見、審査は終わりましたが、ここで採決は必要ないわけですけども、ぜひ報告ということであれば何か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、予算決算審査委員会の総務産業分科会を閉会します。

御苦労さまでした。

午前10時17分 閉会